

## 1. 議事日程

[平成22年第4回安芸高田市議会12月定例会第14日目]

平成22年12月21日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第94号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例  
日程第3 議案第95号 安芸高田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第4 議案第97号 安芸高田市福祉施設新設奨励条例  
日程第5 議案第98号 安芸高田市給食センターの設置条例  
日程第6 議案第111号 財産の取得契約の締結について【安芸高田市給食センター配送食器籠】  
日程第7 発議第11号 TPP交渉に反対する意見書について  
日程第8 議会改革特別委員会の設置について  
日程第9 閉会中の継続調査の件について

## 2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前重昌敬	2番	石飛慶久
3番	児玉史則	4番	大下正幸
5番	和田一雄	6番	水戸眞悟
7番	先川和幸	8番	山根温子
9番	宍戸邦夫	10番	山本優
11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
13番	赤川三郎	14番	青原敏治
15番	金行哲昭	16番	入本和男
17番	今村義照	18番	亀岡等
19番	塚本近	20番	藤井昌之

## 3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

## 4. 会議録署名議員

5番 和田一雄                      6番 水戸眞悟

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長 浜田一義                      副市長 藤川幸典  
教育長 佐藤勝                      総務企画部長 清水盤

市民部長	廣政克行	福祉保健部長兼福祉事務所長	重本邦明
産業振興部長	大野逸夫	建設部長兼公営企業部長	河野正治
教育次長	田丸孝二	消防長	光下正則
会計管理者	立田昭男	八千代支所長	藤本宏良
美土里支所長	岡田敦男	高宮支所長	宮木雅之
甲田支所長	箕越秀美	向原支所長	三上信行
総務課長	沖野文雄	行政経営課長	武岡隆文
政策企画課長	竹本峰昭		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	佐々木清	事務局次長	外輪勇三
主査	森岡雅昭	主任	藤堂洋介

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開会

- 藤井議長 おはようございます。  
ただいまの出席議員は20名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において5番  
和田一雄君、及び6番 水戸眞悟君を指名いたします。  
続いて、本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協  
議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長、金行  
哲昭君の報告を求めます。
- 金行議会運営委員長 おはようございます。報告します。  
平成22年第4回定例会の運営につきまして、12月16日に議会運営委員  
会を開催し、次のとおり議案の追加を決定いたしましたので、報告いた  
します。  
まず議案第111号として「財産の取得契約の締結について」が追加、  
提案されることになりました。また、「TPP交渉に反対する意見書の  
採択について」の陳情等1件については当日開催されました産業建設常  
任委員会に付託することにいたしました。  
以上、報告を終わります。
- 藤井議長 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第94号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第95号 安芸高田市職員の定年等に関する条例の一部を改正  
する条例

- 藤井議長 日程第2、議案第94号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条  
例」及び、日程第3、議案第95号「安芸高田市職員の定年等に関する条  
例の一部を改正する条例」の2件を一括して議題といたします。  
本2件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長の  
報告を求めます。  
総務企画常任委員長 秋田雅朝君。
- 秋田総務企画常任委員長 おはようございます。総務企画常任委員会委員長報告をさせていただきます。  
平成22年12月8日付で、本委員会に付託されました議案審査の経過を  
次のとおり報告いたします。  
付託されました総務企画部所管の2議案について、12月14日に総務企  
画常任委員会を開催し、慎重に審査を行いました。  
議案第94号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」は、総

合計画に掲げる重点施策や第2次行政改革に的確に対応するために、効率的かつ機動的な組織体制を整備すること、及び、第2次職員定員適正化計画を着実に実行することを基本として組織を改編するもので、次の3点が主な改正点となっています。1点目は、総務企画部を総務部と企画振興部の2部とし、現在の政策企画課内の課内室である情報化推進室を情報政策課として独立させるもの。2点目は、福祉保険部の高齢者支援室を廃止し、高齢者福祉課に統合するもの。3点目は、建設部の水道課と下水道課を統合し、上下水道課に名称変更するもので、喫緊の課題である地デジ難視聴対策や市民総ヘルパー構想の実現、水道事業の包括民営化への対応、窓口業務のワンストップ化への対応など、必要かつ積極的な改編と見受けられました。

委員から「部や課の名称がわかりにくい、もう少し市民にわかりやすい名称にできないものか」との質疑があり、「新設の企画振興部については、部の中に振興施策推進の課も含まれていることがあり、振興の名称を入れていること。また、情報政策課については、地域情報化の整備や地デジ対策等、情報政策プロジェクトを担当しているために情報政策としている。市民の皆さんへの周知については、わかりやすい広報に努めたい」との答弁がございました。

また、「このたびの改編では、増設となる部署と廃止・統合となる部署が顕著であり、職員配置や人件費の削減についてはどうなるのか」との質疑があり、「職員定員適正化計画による減少と民間活力の活用により原則的に人員数の減少と人件費の削減となる」との答弁がございました。

次に、議案第95号「安芸高田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」は、給食調理員の定年63歳の条文を削除し、60歳定年とするもので、附則において、統合給食センターの稼働に伴う職種転換等により、一般行政職へ職種転換する者と給食調理員の職にとどまる者の定年年齢の逆転現象を生じさせないように、経過措置を設ける内容の改正となっております。

委員から、「給食調理業務については、保育所の3歳未満児の調理が残ると思われるが、給食調理員の雇用計画について、今後の採用も含めての考えは」との質疑があり、「フルに1週間従事するだけの業務量があるかが課題となっている。正規職員を配置しなくても可能な現場と推測できるので、非常勤特別職を活用しての対応を検討している」との答弁がございました。

これら2件の議案につきまして、慎重に審査し採決した結果、いずれも原案のとおり可決するべきであると決しました。以上、報告といたします。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
続いて、議案第94号及び議案第95号の2件に対する一括討論を行います。なお、討論は議案番号を指定してお願いいたします。  
本2件に対する討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
続いて、本2件を一括して起立により採決いたします。  
本2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本2件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第97号 安芸高田市福祉施設新設奨励条例

日程第5 議案第98号 安芸高田市給食センターの設置条例

○藤井議長 続いて日程第4、議案第97号「安芸高田市福祉施設新設奨励条例」及び、日程第5、議案第98号「安芸高田市給食センターの設置条例」の2件を一括して議題といたします。

本2件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 青原敏治君。

○青原文教厚生常任委員長 御報告を申し上げます。

平成22年12月8日付で、本委員会に付託されました議案審査の経過を次のとおり御報告申し上げます。付託されました福祉保健部並びに教育委員会所管の計2議案について、12月15日に文教厚生常任委員会を開催し、市長、副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の概要は次のとおりです。

まず、議案第97号「安芸高田市福祉施設新設奨励条例」は、各福祉計画に基づき、安芸高田市内において福祉施設を新設する事業者に対し、所要の奨励措置を講じることにより、事業者の施設の新設を促進するとともに、経営の安定を図るため、必要な事項を定める案件で、企業立地奨励条例の福祉版とも言えるものです。委員からは、奨励金の積算基礎についてや、現在の公募の状況と来年度からの見通し、予算措置の時期、雇用等についての質疑があり、執行部から、当条例の公募基準である奨励金額、取得面積、雇用人数等の根拠は企業立地奨励条例を参考に作成しており、企業立地奨励条例の土地取得奨励金の対象面積が5,000平米であるので、基本的に5分の1の数値を基準として決定している。ただし、

新規雇用奨励金は市内及び地域の新規雇用を促進するため重点をおいており、一人15万円の20人で300万円を上限に決定しているとの答弁でした。

現在の公募の状況については、小規模多機能型居宅介護事業所の公募をし、3社の応募があった。市でヒアリングを行い、11月の終わりに地域密着型サービス運営委員会を開いて審議した。現在は、業者の決定に向けて協議中である。今月中に決定をする見込みです。来年度は、決定した事業者で新たに施設建設を行うとの答弁でした。

予算措置については、施行規則の第7条の規定により、現在美土里町に建設を進めているグループホーム施設に係る土地取得奨励金は、平成24年度から該当することになり、新規雇用奨励金も平成24年度の予算措置になるとの答弁がありました。

雇用については、介護福祉士、看護師、ケアマネジャーは施設の基準を満たすために最低の人数の有資格者が必要となるが、それ以外の介護職は特に資格が必要とされないの、地元での雇用が期待できると考えている。市としては、地域進出を充実させていきたいと思っているのが基本であるので、雇用の創出につながるものと考えており、進出企業は市外でも施設経営をされており、安心して管理運営をしていただけるものと確信している、との答弁がありました。

次に、議案第98号「安芸高田市給食センター設置条例」は、平成23年3月に安芸高田市給食センターを供用開始させるに当たり、給食センターの管理及び運営に関し、必要な事項を定める案件です。

委員からの質疑は、運営委員会についての質疑が主なものでした。委員から、運営委員会の開催回数と果たす役割及び教育委員会との関係について質疑があり、運営委員会の開催は定例的には、年度初めもしくは年度の終わりに決算・事業計画等の会議を予定している。

運営委員会において重要案件の決定機関ということになるので、必要に応じて随時開催していくことになる。また、給食費や会計の運営等の重要な決定については、運営委員会にゆだねられるものであり、献立調理については給食センター内の栄養士が中心となって決定をするが、中身の報告等は運営委員会ですべてさせていただくものである、との答弁でした。

また、委員から30人の運営委員会の構成についての質疑があり、執行部から、具体的には教育委員会規則で管理運営の規則を定めるようになるが、今回の給食センターについては市内の保育所、幼稚園、小・中学校等の約30の施設を対象とする関係上、各小・中学校の保護者、保育所の保護者、幼稚園の保護者、学校医代表、小・中学校長代表、保育所長、幼稚園長、養護教諭等の代表ということで30名以内で構成になる、との答弁がありました。

慎重に審査し採決した結果、いずれも原案とおりの可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
続いて、議案第97号及び議案第98号の2件に対する一括討論を行います。なお、討論は議案番号を指定してお願いいたします。  
本2件に対する討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
続いて、本2件を一括して起立により採決いたします。  
本2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本2件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第111号 財産の取得契約の締結について【安芸高田市給食センター配送食器籠】

○藤井議長 日程第6、議案第111号「財産の取得契約の締結について【安芸高田市給食センター配送食器籠】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第111号「財産の取得契約の締結について」、提案理由の御説明をいたします。

本案は、安芸高田市給食センター配送食器かごを有限会社 総合厨房設計と2,391万9,000円でこういう契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決にするべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 議案第111号「財産の取得契約の締結について」の要点について御説明申し上げます。

本案は、現在、整備をしております給食センター内に整備をする備品の購入案件でございます。契約の目的が安芸高田市給食センター配送食器かごの購入。それから契約の方法は指名競争入札でございます。6社を指名いたしました。契約の金額でございますが、2,391万9,000円でご

ざいます。契約の相手方は、有限会社総合厨房設計でございます。

説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。契約の概要でございます。契約名は先ほど申し上げましたが、安芸高田市給食センター配送食器かごの購入でございます。納入場所は、安芸高田市八千代町土師。納入期限は、平成23年3月31日でございます。

購入の数量、内容でございます。ここに表で表しておりますように、わん用食器かごを含めまして7種類のかごを総計1,264個購入するものがございます。材質はステンレス製でございます。

なおこの食器かごにつきましては、食器かごと洗浄方式である株式会社中西製作所の食器洗浄機を選定していることから、同機種に適合する専用食器かごを購入する内容でございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

14番 青原敏治君。

○青原議員 ちょっとお聞きするんですが、今まで既存の給食センターにもこういうかごはあったと思うんですね。まだ古いのもあるし新しいのもあるかと思うんですが、そこらあたりの考え方を考慮された上での契約だろうと思っておりますけど、今まであった分の処分はどのようなふうにされるのか。また今後どのようにされるのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在の食器かごを今度の新たな統合給食センターで使うというのは、新たに整備する食器洗浄機等におけるそのラインに乗せるためには大変難しさがあります。そういった中で今回統一的な食器かごの購入を用意したものでございます。

また、これまで使っている食器かご等のものについては他の利活用等を含め検討してまいりたいと考えております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

14番 青原敏治君。

○青原議員 利活用されるということなんですが、ただその機種に決められたこと自体がやはり少しでも経費を安くするんであれば既存のものが使える同機種のもを入れて多少でも数量を少なくするとかいうような考えができなかったかなという思いがするんですが、とにかく新しいものじゃけん新しいものにせなにゃけんというような考え方でやられたんか、そこらをちょっともう少し詳しくどういうふうに検討をされたのか。同じものがあると思うんですよ。だからそこらが無駄遣いをせんようにしてもらいたいという思いがするんですが、再度、御答弁を。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 ただいまの御質問の回答なのですが、当然現在ある備品、そういったものを活用できるものはぜひ活用するという思いの中、給食運営部会等でこの間いろいろ協議、検討もさせていただきました。そうした中、全体的な効率性または経済性等を加味する中で今回のものについては新たに統一するほうが能率性もいいという判断のもとにこういった対応をさせていただきました。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

8番 山根温子さん。

○山根議員 8番、山根です。納入期限についてお伺いいたします。

平成23年3月31日ということですがけれども、過日常任委員会のほうで報告を受けました本稼働までのスケジュール、3月2日から機械操作練習開始が11日まで入っており、14日から22日までは試験配食開始となっております。機械の稼働の調子を見る上においてもしっかりと使えるものは練習の段階で使っていくのが本当ではないかと。そうすれば2月末までに納入を期限としてやるのがベストではないかと思いますが、それについてはいかがでしょう。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 議員御指摘のとおり、契約期限を3月31日ということで契約をさせていただいてます。ただ業者等の中に、使用者の中には当然3月の試験運転、そういったことも想定して我々もその中に指示書として3月上旬には納入を求めています。また現実的に変更等があった場合に、議会議決の対象となるということで工期としては一応3月31日というのをとらせていただいて、また不備等があった場合のそういった対応等も含めて工期としては3月31日ということで対応をさせていただいております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 1点、お聞きします。かなり高額なもので、このぶんに対して入札状況と入札率等はちょっとお聞きしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 今回の確かに高価なものでございます。そういった中、11月の業者選定委員会等を行う中で、12月9日を入札日として業者数6社で入札を行ったものでございます。予定価格に対する入札率が92.3%という状況の経過となったことを報告させていただきます。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第111号「財産の取得契約の締結について【安芸高田市給食センター配送食器籠】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 発議第11号 TPP交渉に反対する意見書について

- 藤井議長 日程第7、発議第11号「TPP交渉に反対する意見書について」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

16番 入本和男君。

- 入本議員 発議第11号「TPP交渉に反対する意見書について」提案理由の説明を行います。

本定例会会期中の産業建設常任委員会における審査案件TPP交渉に反対する意見書の採択について、12月16日に委員会を開催し審査した結果、採択と決定しました。この要望書を踏まえ、例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉には参加しないこと。各国、地域とのFTA・EPA交渉においては食糧自給率が極端に低い現状や将来の食糧自給に関する国民の懸念、国土の保全等に十分配慮し、農林水産物の例外品目の確保、十分な国内対策等、国内の関係品目に影響を生じないように対応することなどを求める意見を政府に対して提出するものです。何とぞ議員の皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
討論がありますので、まず反対討論の許可をいたします。  
1番 前重昌敬君。

○前重議員 今回のT P P交渉に反対する意見書の反対につきまして、反対の討論をさせていただきます。

前回、御承知のように安芸高田市臨時会におきまして、E P A・F T A推進路線の見直しを求める請願についてでは採択という結果が出ております。そして今回、提出母体は違いはしますが、問われている内容は同様で前회가協議での内容とするのであるならば、今回のT P P交渉に反対する意見書につきましては広議での内容と判断するものであります。よって、御承知のように安芸高田市内の労働統計資料、平成17年の農林センサスから見てわかるように第1次産業就業者数3,252人、第2次産業就業者数4,922人、第3次産業就業者数が8,994人でございます。今後、少子高齢化時代で各産業のデータは変化することは間違いではございませんが、5年、10年先の日本の将来を見据えたとき、この思想に頼っている国としてはこのT P Pの推進は必要であるとする次第でございます。

また、これによる貿易拡大と経済成長はこの日本、また広島県安芸高田市にとっての効果は明らかであると思われまます。安全で高品質な日本の農産物は個別所得補償など適切な政施策を活用すれば、競争力を発揮でき新興国の中間層や富裕層の拡大に伴う輸出市場の開拓も期待できると思ひます。また今後、高齢化する農家の農地を意欲ある農家に集め、自由化に負けない強い農業を育てるためにも国が農業予算をふやしても国民の理解は得られると思ひますので、よってT P P交渉に反対する意見書について反対するものであります。以上です。

○藤井議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。  
(賛成討論なし)

○藤井議長 賛成討論なしと認めます。  
次に、本案に対する反対討論の発言を許します。  
(反対討論なし)

○藤井議長 反対討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより発議第11号「T P P交渉に反対する意見書について」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~

#### 日程第8 議会改革特別委員会の設置について

○藤井議長 日程第8、「議会改革特別委員会の設置について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会改革にかかわる調査を行うため、委員会条例第6条の規定によって6人の委員で構成する議会改革特別委員を設置することといたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤井議長 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。  
お諮りいたします。ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、1番 前重昌敬君、2番 石飛慶久君、3番 児玉史則君、4番 大下正幸君、7番 先川和幸君、8番 山根温子さん、以上の諸君をそれぞれ指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤井議長 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました以上の諸君を議会改革特別委員に選任することに決しました。  
ここで、10時55分まで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時39分 休憩

午前 10時55分 再開

~~~~~○~~~~~

- 藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
ここで、先ほど設置されました議会改革特別委員会の正・副委員長の互選の結果が通知されていますので、御報告いたします。  
議会改革特別委員会の委員長に山根温子さん、同副委員長に先川和幸君、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

日程第9 閉会中の継続調査の件について

- 藤井議長 日程第9「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに議会改革特別委員長から、所管事務調査については、会議規則第102条の規定により、閉会中も引き続き調査終了まで継続調査したい旨の申し出がありました。これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤井議長 御異議なしと認めます。  
よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに議会改革調査特別委員長からの閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで浜田市長より閉会に当たってのあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 平成22年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

議員各位の皆様方には12月8日から本日までの14日間、上程いたしました各議案について本会議並びに各委員会において慎重に審議を賜り、

感謝をしております。おかげをもちまして、すべての議案について原案どおりの議決をいただきまことにありがとうございました。

また本定例会においていただきました議員の皆様方からの御意見等につきましては、今後の市政に反映をさせたいと思っております。ありがとうございました。

○藤井議長 これにて平成22年 第4回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。  
御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前 10時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員